

## 「千葉市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定(案)」に対するパブリックコメントの結果について

「千葉市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定(案)」についてパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

市民の皆様からいただいたご意見に対する「市の考え方」を取りまとめましたので、その内容を以下のとおり公表します。

なお、集計の都合上、いただいたご意見の一部は、趣旨を損なわないよう要約させていただきます。

### 1 意見募集の結果

#### (1) 募集期間

10月15日(土)～11月14日(月)

#### (2) 募集方法

郵送、ファクシミリ、電子メール及び持参による方法

#### (3) 募集結果

意見の提出方法	意見数
郵送	5名 12件
ファクシミリ	3名 3件
電子メール	5名 10件
持参	5名 7件
合計	18名 32件

#### (4) 項目別の意見件数

項目	意見件数
◎ 都市計画法第34条第8号の3に基づく規定	30件
(内訳) ・ 条例の基本的な考え方	(12件)
・ 指定する区域	(12件)
・ 建築物の用途	(3件)
・ その他	(3件)
◎ 都市計画法第34条第8号の4に基づく規定	2件
(内訳) ・ 条例で定める開発行為	(2件)
合計	32件